

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	佐那河内村 (36321)
地域名 (地域内農業集落名)	佐那河内地区 (一ノ瀬、高樋、寺谷、尾尻、みまつ、根郷、下中辺、丸田、中分、東内、嵯峨、栗見坂、南浦、平地、井開、北山、仁井田、府能、奥野々、中畑)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	381 ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	381 ha
田の面積	74.1 ha
畑の面積(果樹、茶等を含む)	296.8 ha
区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	77.7 ha
(参考)区域内における 才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1: については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2: 及び については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3: については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4: については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5: (参考)の区域内における 才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・本村は、高齢化が進む中山間地域で、すだち、みかん、キウイなどの果樹のほか、いちご、しいたけ、ねぎなどを生産する農業が基幹産業の村である。
 ・農家の高齢化が進んでおり、従事者の多くは65歳以上である。
 ・後継者不足、鳥獣被害が大きな課題となっている。
 ・中山間地で小さな農地が点在するため、機械が入らない、草刈りや水利の手間がかかるなどの採算性の問題もある。

【地域の基礎データ】(2020年農林業センサス)農業経営体数 251経営体 農業従事者数 553人 経営耕地 137ha

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・定年後のUターン人材のほか、Iターンで就農希望者を募り、後継者を確保する。
 ・いちご、すだち、みかん、ゆず、キウイ、しいたけ、細ねぎ、菜の花、甘長とうがらしといった高収益作物を推奨する。
 ・意欲のある担い手へ農地の集約する。
 ・圃場整備で作業効率を上げるなど、省力化に取り組む。
 ・機械や設備を共同利用し、採算の取れる農業を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.8	%	将来の目標とする集積率 36.4 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集積・集約化を進めるため、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整しながら農地中間管理機構を通じ推進を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
作業労力の軽減、利便性の向上を図るため、農道、農業用排水、農用地の区画化・汎用化等の農業基盤整備を施行する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業など国や県等の補助金制度を積極的に活用する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
果樹の新規就農者が学ぶ機会として、果樹アグリスクールを開催するほか、徳島かんきつアカデミーの受講料等の補助を行う。さくらもいちご農家の確保・育成については、いちご栽培振興協議会が研修から就農までをサポートする。また、UJターン者向けに、シニア世代経営開始支援事業、移住等新規就農者経営確立支援事業を、若手の新規就農者には、新規就農者育成総合対策の経営開始資金、経営発展支援事業を活用し、早期の経営確立を後押しする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	スマート農業	<input type="checkbox"/>	畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	果樹等
<input type="checkbox"/>	燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	保全・管理等	<input type="checkbox"/>	農業用施設	<input type="checkbox"/>	耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	その他

【選択した上記の取組内容】

猟友会と協力し鳥獣捕獲の継続をすると共に侵入防護柵の整備を進める。防護柵用経費の補助金の額は、鳥獣害防護柵購入補助金交付要綱による。また、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 環境への負荷低減による持続可能な生産体制の構築を目指し、「みどりの食料システム戦略」をふまえた、クロスコンプライアンスの取り組みを推進する。また、有機農業への段階的な取り組みとして、化学肥料、化学合成農薬を低減する取組を推進する。
 農業経営の状況を踏まえ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
 必要に応じて地域の共同活動を通じて、地域資源について保全・管理していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	86経営体		77.7 ha	0 ha		77.7 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	該当なし		

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。